

貯水槽水道の法改正に伴うお知らせ

水道法の改正に伴い、貯水槽水道の設置者は水道事業者（町建設課水道管理係）への届け出が必要となります。

これにより水道事業者は貯水槽水道の設置者に対して

適正な管理・法令による検査、定期的な自主検査の指導

要請による給水栓での水質検査、貯水槽への立ち入り検査

指導・助言・施設の改善、管理の情報提供などをおこないます。

〔内容に関する詳しいお問い合わせは〕

町役場水道管理係

☎57-1111（内線273）まで

宝くじ助成事業でステージ整備

町では平成14年度宝くじ助成事業を活用して、折りたたみ式ステージ9台、ステージ用ステップ2台、ステージ紅白幕等を購入いたしました。

今後、主に観音滝公園でのイベントなどに使用いたします。



平成14年度

青年海外協力隊・シニア海外ボランティア 秋 募 集 説 明 会

〔募集期間〕

平成14年10月10日（木）～11月16日（土）

〔下記の日程で募集説明会がおこなわれます〕

（青年海外協力隊説明会）

10月23日 鹿児島市勤労者交流センター

11月7日 出水市駐尾生公民館

11月14日 鹿児島市勤労者交流センター

（シニア海外ボランティア説明会）

10月25日 鹿児島市勤労者交流センター

時間はすべて午後6時30分から

〔資料請求などの詳しい問い合わせは〕

国際協力事業団 九州国際センター

〒805-8505 北九州市八幡東区平野2-2-1

☎093-671-8349

（郵送希望は390円切手同封）

10月は「土地月間」です

生まれる笑顔 育つ未来—土地活用を考えよう—

一定規模以上の土地取引の場合には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

届出は、契約（予約）を締結した日から起算して2週間以内に役場に届け出てください。

届出者

土地の取得者（買主）

届出の必要な土地の取引

本町の土地取引の場合には、1万㎡（約1町：1ha）以上が対象となります。

届出をしないと

届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

問い合わせ先

町役場企画商工課企画係

☎57-1111 内線228

県庁企画調整課土地対策室

☎099-286-2111 内線2366・2367

お気軽に
「ご相談ください」

秋の行政相談

行政機関がおこなうサービスに対する苦情や意見、要望を受け付け、その解決や実現の促進を図り、それらを行政運営の改善に反映していくために、行政相談を実施します。

〔日時及び場所〕

10月25日（金）

午前9時から午後3時まで

役場第一会議室

〔相談委員〕

平原 貢 さん

全国地域安全運動の実施

全国地域安全運動が10月11日から20日まで実施されます。

今年のスローガンは

「安全・安心まちづくり21」

活動の重点

○侵入盗・乗り物盗、車上ねらい・ひったくり等に対する防犯対策の推進

○女性・子どもを犯罪から守る活動の推進

地域ぐるみで、安全・安心なまちづくりに取り組みましょう。